

矢吹町交通教育専門員設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、矢吹町交通教育専門員設置条例（平成4年矢吹町条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 交通教育専門員（以下「専門員」という。）の任命は、その業務を遂行するに足る資質を有すると認められる者に対し町長が行う。

2 専門員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(勤務)

第3条 専門員は、町長の定める業務執行計画に基づき条例第3条に規定する業務に従事する。

2 専門員の勤務時間は、1日につき3時間を超えない範囲内において、勤務する。

(被服及び装備品の支給等)

第4条 専門員に対しては、被服及び装備品を支給する。

2 専門員は、勤務に際しては、原則として、前項の被服及び装備品を着用しなければならない。

(解職)

第5条 専門員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解職されることがある。

(1) 専門員としての能力又は適性を著しく欠く場合

(2) 精神又は身体に著しい障害があるため職務に耐えられない場合

2 専門員の解職については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第19条から第21条までの規定を適用する。

(離職)

第6条 専門員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、離職する。

(1) 退職を願い出て承認された場合

(2) 死亡した場合

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、専門員に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2 矢吹町交通指導員条例施行規則（昭和42年矢吹町規則第4号）は、廃止する。